

○特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（平成二十四年厚生労働省告示第六百四号）
 新旧対照条文

一 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>特定化学物質障害予防規則第七條第一項第五号（第三十八條の十六第二項、第三十八條の十七第二項及び第三十八條の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十條第一項第七号へ（第五十條の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19の2から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号の二から第二十五号まで、第二十七号から第二十八号まで、第三十号から第三十一号の二まで若しくは第三十三号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19の2から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に</p>	<p>特定化学物質障害予防規則第七條第一項第五号（第三十八條の十六第二項、第三十八條の十七第二項及び第三十八條の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十條第一項第七号へ（第五十條の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、19の2から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号の二から第二十五号まで、第二十七号から第二十八号まで、第三十号から第三十一号の二まで若しくは第三十三号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、19の2から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値</p>

掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。

物の種類	値
(略)	(略)
五酸化バナジウム	(略)
コバルト及びその無機化合物	コバルトとして〇・〇一三 リグラム
コールドール	(略)
(略)	(略)

二 令別表第三第一号1、2、4若しくは5に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号1、2、4若しくは5に係るもの、同表第二号3の2、8、12、19、26、29若しくは32に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第三号の二、第八号、第十二号、第十九号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十二号に掲げる物又は一・三―ブタジエン若しくは一・三―ブタジエンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物若しくは硫酸ジエチル若しくは硫酸ジエチルを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、次の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得ること。

表 (略)

を超えないものとする。

物の種類	値
(略)	(略)
五酸化バナジウム	(略)
(新設)	(新設)
コールドール	(略)
(略)	(略)

二 令別表第三第一号1、2、4若しくは5に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号1、2、4若しくは5に係るもの、同表第二号8、12、19、26、29若しくは32に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第八号、第十二号、第十九号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十二号に掲げる物又は一・三―ブタジエン若しくは一・三―ブタジエンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物若しくは硫酸ジエチル若しくは硫酸ジエチルを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、次の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得ること。

表 (略)

改 正 後

一 (略) 二 前号に掲げるもののほか、次の表の上欄に掲げる登録を受けようとする作業場の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機器等を有すること。	
作業場の種類 (略) 作業環境測定法 施行規則別表第 四号の作業場	(略) 機器等 イ 試料採取機器 ロ 光電分光光度計又は光電光度計 ハ 原子吸光光度計 ニ 誘導結合プラズマ質量分析装置 (略)

改 正 前

一 (略) 二 前号に掲げるもののほか、次の表の上欄に掲げる登録を受けようとする作業場の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機器等を有すること。	
作業場の種類 (略) 作業環境測定法 施行規則別表第 四号の作業場	(略) 機器等 イ 試料採取機器 ロ 光電分光光度計又は光電光度計 ハ 原子吸光光度計 (新設) (略)

改 正 後

改 正 前

2		(略)	
	(試験)	第二条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。	
(略)	(略)	試験の科目	範囲
(略)	(略)	別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析 方法、高速液体クロマトグラフ分析方法 、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及 び重量分析方法による労働安全衛生法施行 令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表 第三第一号（6及び8を除く。）及び第二 号（3の2、10、11、13、13の2、21、22 、23の2、27の2、33及び37を除く。）に 掲げる物の分析に関する理論及び方法
(略)	(略)	別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の技術	吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍 光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量 分析方法による労働安全衛生法施行令別表 第三第一号6並びに第二号3の2、10、11 、13、13の2、21、22、23の2、27の2及 び33に掲げる物並びに鉛の分析に関する理 論及び方法

2		(略)	
	(試験)	第二条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。	
(略)	(略)	試験の科目	範囲
(略)	(略)	別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分 析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法 、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及 び重量分析方法による労働安全衛生法施行 令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表 第三第一号（6及び8を除く。）及び第二 号（10、11、13、21、22、23の2、27の2 、33及び37を除く。）に掲げる物の分析に 関する理論及び方法
(略)	(略)	別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の技術	吸光光度分析方法、原子吸光分析方法及び 蛍光光度分析方法による労働安全衛生法施 行令別表第三第一号6並びに第二号10、11 、13、21、22、23の2、27の2及び33に掲 げる物並びに鉛の分析に関する理論及び方 法

(講習)
 第三条 作業環境測定法第五条の講習(以下「講習」という。)は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目	範囲	時間
(略) 別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略) 吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号(6及び8を除く。)及び第二号(3の2、10、11、13、13の2、21、22、23の2、27の2、33及び37を除く。)に掲げる物の分析	(略) 十二時間
(略) 別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略) 吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号3の2、10、11、13、13の2、21、22、23の2、27の2及び33に掲げる物並びに鉛の分析	(略) 十二時間

2
4
(略)

(講習)
 第三条 作業環境測定法第五条の講習(以下「講習」という。)は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目	範囲	時間
(略) 別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略) 吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号(6及び8を除く。)及び第二号(10、11、13、21、22、23の2、27の2、33及び37を除く。)に掲げる物の分析	(略) 十二時間
(略) 別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略) 吸光光度分析方法、原子吸光分析方法及び蛍光光度分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号10、11、13、21、22、23の2、27の2及び33に掲げる物並びに鉛の分析	(略) 十二時間

2
4
(略)

改 正 後	改 正 前
<p>（特定化学物質の濃度の測定）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる物について、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第十三条において「特化則」という。）第三十六条の二第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、当該単位作業場所に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）の許可を受けた場合には、当該特定化学物質の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法を同時にを行うものとする。</p> <p>4 5 8（略）</p> <p>（有機溶剤の濃度の測定）</p> <p>第十三条 令第二十一条第十号の屋内作業場（同条第七号の作業場（特化則第三十六条の五の作業場に限る。）を含む。）における空气中の令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤の濃度の測定は、別表第二の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。</p>	<p>（特定化学物質の濃度の測定）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる物について、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の二第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、当該単位作業場所に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）の許可を受けた場合には、当該特定化学物質の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法を同時にを行うものとする。</p> <p>4 5 8（略）</p> <p>（有機溶剤の濃度の測定）</p> <p>第十三条 令第二十一条第十号の屋内作業場における空气中の令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤の濃度の測定は、別表第二の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。</p>

い。

2 (略)

3 前二項の規定(エチルベンゼンにあつては、第十条第一項の規定)にかかわらず、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物(第二号、第六号から第十号まで、第十七号、第二十号から第二十二号まで、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十二号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十二号から第四十五号まで及び第四十七号に掲げる物にあつては、前項各号に掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限り、エチルベンゼン(前項各号に掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。)を含む。以下「有機溶剤」という。)について有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)第二十八条の二第一項(特化則第三十六条の五において準用する場合を含む。)の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該有機溶剤の濃度の測定(エチルベンゼンにあつては、特化則第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則第二十八条第二項の規定に基づき行うものに限る。)は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法(エチルベンゼンにあつては、第十条第一項に掲げる方法)を同時に行うものとする。

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤(エチルベンゼンを含む。)」と、同項第

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物(第二号、第六号から第十号まで、第十七号、第二十号から第二十二号まで、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十二号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十二号から第四十五号まで及び第四十七号に掲げる物にあつては、前項各号に掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限り、エチルベンゼン(前項各号に掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。)を含む。以下「有機溶剤」という。)について有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)第二十八条の二第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該有機溶剤の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法を同時に行うものとする。

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指

三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 (略)

別表第一(第十条関係)

物の種類	アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	試料採取方法	(略)	分析方法	(略)
(略)	インジウム化合物	第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いるる過捕集方法	(略)	誘導結合プラズマ質量分析方法	(略)
エチルベンゼン	(略)	固体捕集方法又は直接捕集方法	(略)	ガスクロマトグラフ分析法	(略)
エチレンイミン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
五酸化バナジウム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
コバルト及びその無機化合物	ろ過捕集方法	原子吸光分析法	(略)	(略)	(略)
コルタール	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 (略)

別表第一(第十条関係)

物の種類	アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	試料採取方法	(略)	分析方法	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)
エチレンイミン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
五酸化バナジウム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)
コルタール	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

（測定結果の評価）

第二条（略）

2・3（略）

4 労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十八条の二第一項の規定による作業環境測定の結果の評価にあつては、エチルベンゼンを含む。以下この項において同じ。）を二種類以上含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定点ごとに、次の式により計算して得た換算値を当該測定点における測定値とみなして、第一項の区分を行うものとする。この場合において、管理濃度に相当する値は、一とするものとする。

（測定結果の評価）

第二条（略）

2・3（略）

4 労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤を二種類以上含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定点ごとに、次の式により計算して得た換算値を当該測定点における測定値とみなして、第一項の区分を行うものとする。この場合において、管理濃度に相当する値は、一とするものとする。

別表（第二条関係）

物の種類	管理濃度
四 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）	（略）
四の二 エチルベンゼン	二〇 ppm
五 エチレンジイミン	（略）
十二 五酸化バナジウム	（略）

別表（第二条関係）

物の種類	管理濃度
四 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）	（略）
（新設）	（新設）
五 エチレンジイミン	（略）
十二 五酸化バナジウム	（略）

十二の二 無機化合物 コバルト及びその	m ³ コバルトとして〇・〇二 mg
十三 コールタール	(略)
(略)	(略)

(新設) 十三 コールタール	(新設)
(略)	(略)
(略)	(略)

改 正 後	改 正 前
<p>特定化学物質障害予防規則(以下「特化則」という。)第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置(同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。)にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能(昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。)第一号に規定する局所排気装置にあつては、そのフードの外側における労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19の2から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―二―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないように稼働させること。</p> <p>ロ (略)</p>	<p>特定化学物質障害予防規則(以下「特化則」という。)第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置(同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。)にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能(昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。)第一号に規定する局所排気装置にあつては、そのフードの外側における労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、19の2から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―二―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを超えて含有する製剤その他の物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないように稼働させること。</p> <p>ロ (略)</p>

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、平成二十五年一月一日から適用する。ただし、第二条の規定及び第三条の規定中作業環境測定士規程第三条第一項の改正規定は同年七月一日から、第四条の規定中作業環境測定基準第十三条第三項の改正規定は平成二十六年一月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定の適用の日において、現に作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三十三条第一項の登録を受けている者及び同日前になされた同条第二項の登録の申請に係る作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第五十四条第二号の基準については、なお従前の例による。